

事業スキームイメージ（①しおかぜ通りについて「みなと緑地PPP制度」を活用する場合）

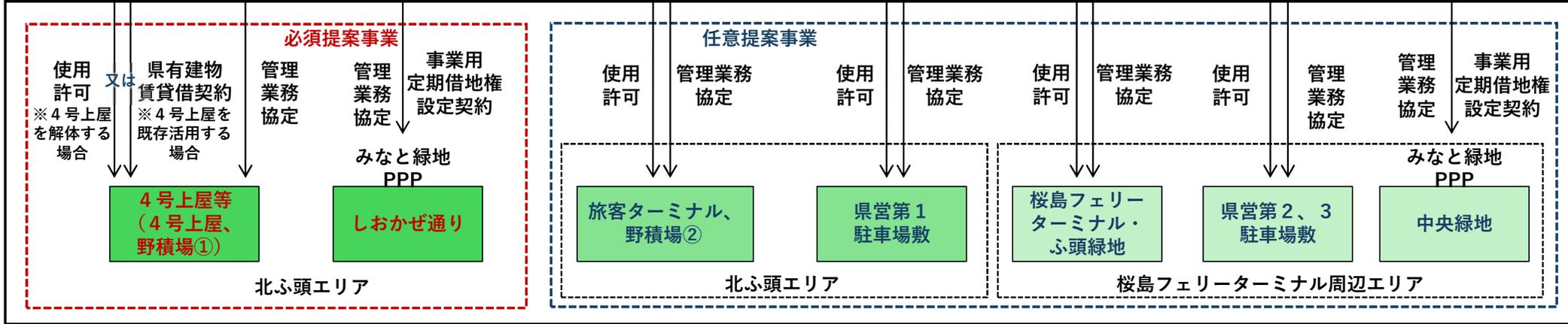
資料18

鹿児島県

基本協定
基本計画協定

事業者

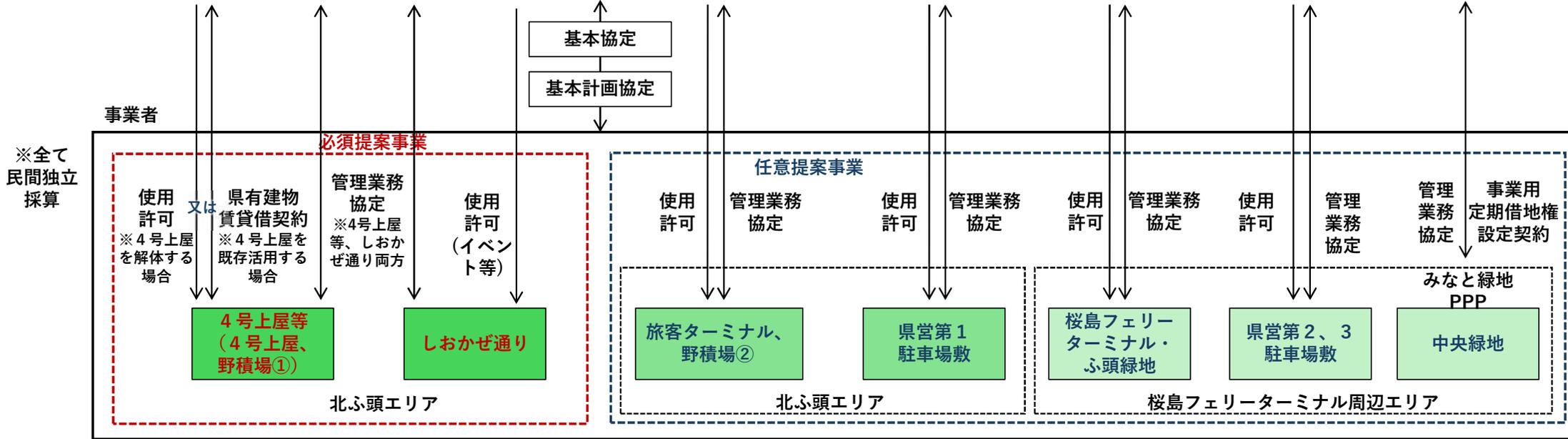
※全て民間独立採算



事業期間	3年毎に更新 (最長30年)	最長30年	3年毎に更新 (最長30年)	3年毎に更新 (最長30年)	3年毎に更新 (最長30年)	3年毎に更新 (最長30年)	最長30年
事業内容	賑わい創出のための利活用 (4号上屋撤去後、新設可)	収益施設整備事業 (ハード事業) 賑わい創出事業 (ソフト事業) しおかぜ通りの収益還元・維持管理事業	旅客ターミナル： 改修による交通拠点や賑わい創出の活用 野積場②：クルーズ船等のバス乗降場やイベントスペース等	離島航路利用者と荷役業者利用する駐車場 ※上記を妨げない範囲で、クルーズ船客や一般利用者用駐車場としての活用も可	2階の貸店舗とイベントスペースのみの活用 ※改修等による、交通拠点、収益施設、交流スペースとしての活用	駐車場機能 ※第2、3駐車場の立体化も可 ※地域の拠点機能やサービス機能との複合化等に係る提案も可	収益施設整備事業 (ハード事業) 賑わい創出事業 (ソフト事業) 緑地等の収益還元・維持管理事業

事業スキームイメージ (②しおかぜ通りについて「みなと緑地PPP制度」を活用しない場合)

鹿児島県



事業期間	3年毎に更新 (最長30年)	最長30年	3年毎に更新 (最長30年)	3年毎に更新 (最長30年)	3年毎に更新 (最長30年)	3年毎に更新 (最長30年)	最長30年
事業内容	賑わい創出のための利活用 (4号上屋撤去後、新設可)	収益施設整備事業 (ハード事業) 賑わい創出事業 (ソフト事業) しおかぜ通りの収益還元・維持管理事業	旅客ターミナル：改修による交通拠点や賑わい創出の活用 野積場②：クルーズ船等のバス乗降場やイベントスペース等	離島航路利用者と荷役業者利用する駐車場 ※上記を妨げない範囲で、クルーズ船客や一般利用者用駐車場としての活用も可	2階の貸店舗とイベントスペースのみの活用 ※改修等による、交通拠点、収益施設、交流スペースとしての活用	駐車場機能 ※第2、3駐車場の立体化も可 ※地域の拠点機能やサービス機能との複合化等に係る提案も可	収益施設整備事業 (ハード事業) 賑わい創出事業 (ソフト事業) 緑地等の収益還元・維持管理事業

※しおかぜ通りのハード事業は、4号上屋等の利活用で代替 (しおかぜ通りのハード整備は必須ではない)

収益還元